

## ○附属機関の委員等の選任に関する基準

平成21年4月28日訓令第27号

## 改正

平成21年6月17日訓令第40号

平成22年3月31日訓令第13号

平成23年3月31日訓令第10号

平成24年4月1日訓令第14号

平成26年4月1日訓令第20号

平成27年10月26日訓令第43号

## 附属機関の委員等の選任に関する基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、法令等に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員等（以下「委員等」という。）の選任に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準)

**第2条** 委員等の選任に当たっては、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層の中から適任者を選任するようにすること。
- (2) 選任時における年齢が、新たに選任する場合には70歳未満、再任する場合には75歳未満であること。
- (3) 附属機関への女性の参画促進のため、女性の委員登用については、当該附属機関の定数の40パーセント以上となるよう努めること。
- (4) 1の委員等の在任期間は、継続して10年を超えないこと。
- (5) 関係団体等（以下「団体」という。）に対し委員等の推薦を依頼する場合には、前各号の規定の趣旨を十分考慮すること。また、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみを選任することとならないよう努めること。

2 前項の規定に関わらず、専門的知識又は経験を有する者を選任する場合にあって、他に選任する者が得られない場合には、前項第2号及び第4号の規定を適用しないことができる。また、前項第5号により、団体に対し委員等の推薦を依頼する場合には、団体の構成内容等によりこの基準に適合しないと認める場合にあっては、前項第2号の規定を適用しないものとする。

(重複選任の制限)

**第3条** 同一人を複数の委員等に選任する場合は、前条第2項に規定する場合を除き、重複して選任できる委員等の数は、1人につき10未満とする。

(公募による選任)

**第4条** 市民の意見をより広く反映させるため、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第17条第1項の規定に基づき、審議会等の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

2 前項の規定により選任する場合にあっては、第2条第1項第2号の規定を適用しないものとする。

(自治組織から選出する委員の選任)

**第5条** 自治組織から選出する委員の選任については、附属機関の内容により、必要となる区域の住民自治協議会から選任するものとする。ただし、附属機関の条例等により、住民自治協議会から選出するとされているものに限る。

2 附属機関の内容が市全域を対象としているものについては、全住民自治協議会へ推薦を依頼するものとする。この場合において、次に掲げる事項を明らかにした上で依頼しなければならない。

- (1) 推薦を依頼する附属機関の内容
- (2) 推薦を必要とする理由
- (3) 推薦を依頼する人数
- (4) 委員の任期

(職員の制限)

**第6条** 一般職に属する職員（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、委員等に選任しないものとする。ただし、法令において職員を委員等に選任することが定められている場合は、この限りではない。

- (1) 職員を取り扱う附属機関
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を行う附属機関
- (3) その他専門的知識等を有する職員を委員等に選任することが、特に必要と認められる場合

(名簿の管理)

**第7条** 審議会等委員名簿（以下「委員名簿」という。）の管理は、総務部秘書課において行い、グループウェアの秘書課公開キャビネットを利用した附属機関委員管理システム（以下「システム」という。）により管理するものとする。

- 2 附属機関の庶務を所掌する課等は、委員等を選任したときは、委員名簿をエクセルで作成し、名簿のデータを秘書課へ送付するものとする。

(その他)

**第8条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に選任する委員等から適用し、同日前に選任した委員等については、なお従前の例による。

**附 則** (平成21年6月17日訓令第40号)

この訓令は、平成21年6月17日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年4月1日訓令第14号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年4月1日訓令第20号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年10月26日訓令第43号)

この訓令は、平成27年10月26日から施行する。